



29江監第87号  
平成29年5月15日

江東区長 殿

江東区監査委員	伊藤 貫 造
同	秋 田 茂 夫
同	星 野 博
同	福 馬 恵美子

平成28年度第4回定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に基づいて行った監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 平成 28 年度第 4 回定期監査報告書

### 第 1 監査の範囲

#### 1 監査の対象事項

平成 26、27 及び 28 年度における小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校（園）」という。）の財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

#### 2 監査の対象施設

##### (1) 小学校（16 校）

八名川、数矢、東陽、扇橋、東川、豊洲、豊洲西、豊洲北、辰巳、浅間  
堅川、第一大島、第五大島、第二砂町、第四砂町、小名木川、南砂

##### (2) 中学校（8 校）

深川第六、深川第八、辰巳、東陽、第二亀戸、第二大島、砂町、第四砂  
町

##### (3) 幼稚園（6 園）

つばめ、辰巳、第三大島、東砂、小名木川、みどり

#### 3 監査の実施期日

平成 29 年 1 月 16 日から同年 2 月 15 日までのうち 18 日間

### 第 2 監査の手續

監査対象施設の概要及び歳出予算の執行状況等の関係資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

### 第 3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められ、特に指摘する事項はない。なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、各学校（園）及び関係部署に対し、口頭で改善を促した。

また、本年度は、物品・備品管理事務を重点監査項目として監査を行った。これについても特に指摘する事項はないが、備品管理事務において特に意見を付したい箇所については後述する。

### 第 4 監査委員意見

各学校（園）においては、法令等に従いおおむね適正に備品の管理事務が行

われていることを確認した。

しかしながら、今回の監査において、備品台帳に登録された備品の取得年月日と当該備品が納入され検査が完了した日との間に齟齬が見られる事例が複数の学校（園）で確認された。

江東区物品管理規則第14条第1項は、「物品管理者は、物品の購入又は製造の請負若しくは製作の委託に係る契約の決定通知書を受けたときは、物品出納通知書により出納機関に通知しなければならない」と規定し、また、同条第4項は、「物品管理者は、第1項に規定する物品が備品に相当する物である場合は、財務会計システムに記録しなければならない」と規定している。そして、その記録の方法として、物品名鑑第3章の備品処理マニュアルで備品取得の登録日は備品が納入され検査が完了した日とされている。

今回の事例については、複数の学校（園）で確認されたことに加え、中には複数年に亘って記録が誤っている事例もあることから、上記規定が十分に理解されているとは言い難い状況であった。

物品は、財産のひとつであり、その目的に沿った効率的な利用と適正な管理が必要となるため、上記規定を含め物品管理の仕組みや手続など詳細な規定が定められているところである。

各学校（園）におかれては、規定の趣旨を踏まえ、定めに沿った適正な備品管理事務を行われたい。